

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 火災 |
| 発生日時 | 令和4年4月17日 13時30分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県長崎市大墓島 ^{おおひま} 南西方沖 大墓島大瀬灯台から真方位220° 3.1海里付近 (概位 北緯32° 50.3′ 東経129° 30.3′) |
| 事故の概要 | プレジャーボート ^{うみぼうず} 海坊主は、漂流中、火災が発生した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年4月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート 海坊主、3.4トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 235-46110長崎、株式会社大日建工業 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 操舵室、機関室等に焼損（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、船長の家族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、ラジオを聞きながら漂流して釣りと潮上りを繰り返していた。</p> <p>船長は、漂流中、同乗者と共に後部甲板で釣りをしていたとき、ラジオの音声が消えたので、操舵室に設置された配電盤を確認すると、ラジオ用のブレーカー（配線用遮断器）が落ちており、同ブレーカーを入れ直して釣りを続けていたところ、同乗者から異臭がすると知らされた。</p> <p>船長は、キャビンが黒煙で充満しているのを認め、雑用海水ポンプを始動して初期消火を始めるとともに海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、火の回りが早かったので消火活動を断念し、同乗者と共に海に入って救助を待っていたところ、付近を航行中のプレジャーボートに救助され、長崎市所在のマリーナに運ばれた。</p> <p>本船は、来援した巡視船による消火活動中、本事故発生場所付近の海域で沈没した。</p> <p>船長は、本事故当時の船舶所有者が本船を令和2年10月に中古で購入した後、本船で月に1、2回釣りを行っていたが、本船の電気配線の点検及び交換を行ったことがなかった。</p> <p>本船は、令和4年3月に日本小型船舶検査機構の定期検査を受けて</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>合格していたが、絶縁抵抗試験は、検査の対象外であった。</p> <p>船長は、出火場所が機関室ではなく、ラジオ用のブレーカーが落ちたので、電気配線の劣化による漏電により火災が発生したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船は、消火設備として持運び式消火器 1 本及び機関室に自動拡散型消火器が設置されていたが、自動拡散型消火器の本事故発生時の作動状況は不明であった。</p> <p>本船は、火災探知器が設置されていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、固型式救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | <p>本船は、漂流中、電気配線が経年劣化により絶縁不良となり、短絡火花が発生したことにより、付近の可燃物に引火して出火した可能性があると考えられるが、本船が消火活動中に沈没していることから、出火に至った原因を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、漂流中、操舵室付近から出火したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、定期的に電気配線の点検を行い、電線被覆に硬化が認められた場合、電線の交換を行うことが望ましい。 |